

議 事**(2) 答申事項****ア 第 1 号 市指定文化財の名称・種別変更について
史跡 浦和宿石橋と供養仏〔第 2 4 号（浦）〕**

●事務局からの答申事項に係る概要説明は以下のとおりです。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日付け教生文第 3 0 6 3 号で諮問した標記事項について、歴史資料担当の老川委員、重田委員、清水委員が調査及び協議を実施し、意見が示されました。(別添参照)

本件については、種別変更は行うべきでないという意見が出ており、再度史跡担当の岡本委員、笹森委員と調整を行った後、審議会に再度諮る必要があるため、今回の答申は「審議継続とする」とすることが望ましいとの意見を得ております。

「浦和宿石橋と供養仏」の名称変更及び種別変更について

さいたま市文化財保護審議会委員 老川 慶喜

さいたま市文化財保護審議会委員 重田 正夫

さいたま市文化財保護審議会委員 清水 亮

1. 経緯

記念物（史跡）「浦和宿石橋と供養仏」について、令和元年度に名称変更の諮問がなされ、史跡担当の岡本委員・笹森委員が調査を実施し、令和元年度第2回文化財保護審議会において、調査結果の報告がなされた。しかし、新名称について結論に至らず、継続審議となった。

そこで問題となったのは、銘文における石橋造立と道普請の並列とこの石塔建立の趣旨である「供養仏」との関係、及び「供養仏」とありながら供養における祈念の捧げ先である「仏」が主尊として明示されていないこと、以上二点であった。

これをうけて、再度事務局が資料収集し事実関係の整理を行ったところ、当該地付近は、その水路の流れる小さな谷によって、浦和町（宿並外の字砂原）・大戸村・白幡村飛地・針ヶ谷村の境界が入り組んでいる地点であること、石橋が架橋された与野道は、水路の流れる谷を越えるために、史跡指定地周辺からクランク状となっていたこと、などが判明し、それらと現状との大まかな対比も可能となった。

以上により、あらためて史跡指定地の位置を整理し直した結果、次の諸点が判明した。

- ① 拡幅前の与野道及び石橋の架橋地点（与野道の水路渡河点）の想定地点は、史跡指定地との間に数メートルから20メートル前後の距離がある
- ② 史跡指定地は、浦和町（宿）を縦貫する中山道から宿並北端で分岐して直線的に伸びた与野道が、上記の水路路に向い左に折れる地点に当たっており、台地上の平坦面と谷に向う斜面の傾斜変換点であった
- ③ 指定当時の記録によれば、この石塔は、現在地周辺での工事の際に掘り出されたとされており、石塔としての本来の建立状態を留めておらず、本来の建立地点を史跡指定地周辺という以上には絞り込めない

このような経緯から、提示された情報をもとに歴史資料担当でも検討に入ることとなった。

2. 調査所見

石塔の銘文の解釈については、その解釈を確定もしくは蓋然性の高い解釈を導くに足る、他の史料を見出すことはできなかった。このため、銘文それ自体としての解釈とせざるを得ない。そこで、銘文の解釈をあらためて検討してみる。まず、本塔の正面の大書された銘を取り上げる。これは通常の石塔でいう石塔名を表す銘文と考えられる。

造立し奉る、石橋ならびに道普請供養仏

通常の文として読めば、造立の対象は「供養仏」、「供養仏」は「石橋ならびに道普請」の供養にかかわるものである。石橋と道普請供養仏を造立した、との解釈の余地がないわけではないが、一連の工事である石橋架橋と道普請とを分離して、道普請に関してのみ供養を行ったとは考えづらい。このため、この銘文については、上記のとおり、「石橋造立ならびに道普請」について供養のための仏塔として建立したと考えられる。

供養対象の仏が主尊として明示されていない点については、類例の検出は十分には行っていないながらも、逆に石塔としてのこの石塔の一つの特徴と捉えることができる。供養を執り行い、仏に祈りを捧げたこと、それ自体を表白するする仏塔と解せば、そうした石塔の建立例は数多い。石橋供養塔も、仏尊の陽刻像や種子を碑面に刻むものがある一方で、「石橋供養塔」「奉供養石橋建立」などの造立趣旨を掲げるに留まるものもあり、決して異例ではない。

この石塔の左側面には「これより与の・川越道」（変体仮名を平仮名に改め、中黒を補った）との銘がある。この石塔が道標を兼ねたことがわかる。造立趣旨の石橋と道普請の供養は、まさにこの「与の・川越道」に係るものである。その工事における「道普請」の具体的な範囲は不明ながらも、単に道標を兼ねたというよりも、その工事の目的に即した道路整備の一環として、「与の・川越道」の標示を行ったと考えられる。

正面下部及び左側面の銘文には、浦和町の渡貫源兵衛の発願により、浦和町上町の住人が世話人となって村々に勧化を行い、石材1本を白幡村の金子専吉が、橋杭を椎名孫七が施入したことが記されている。橋杭の施入などからみて、工事を含めた一連の事業が浦和町住民の発意と周辺地域の協力によって実施されたことがわかる。なお、白幡村は中山道沿い、浦和町（宿）の南側に位置する村だが、浦和町（宿）北側に存在した飛地がこの道に掛かっており、白幡村の住人が道路整備に関わっていたことに違和感は生じない。

一方で、現在の指定理由をあらためてみると、「浦和宿三橋」の存在を立証するものとされている。「浦和宿三橋」の存在は、『武蔵国郡村誌』の浦和宿の項に記載があるものの、場所がはっきりしていなかった。しかし、指定時以降の研究や『中山道分間延絵図』、『中山道宿村大概帳』などの資料から、今日では中山道に架かる三本の橋を指すものと考えられており、本塔がそれらの橋を立証するものとは言えず、名称に浦和宿と冠することに問題があることは否めない。

今回の諮問は、収集された資料などから石橋及び与野道の位置と現在の指定地が重ならないと考えられる点にも着目し、その点も含め指定の本質的価値に即した指定内容に変更するのが適当との理由から、名称変更及び歴史資料への種別変更という内容であったため、歴史資料担当者で改めて現地調査、協議を実施した。

前述のとおり、本塔には「供養碑」としての性格、道路整備を行った記録を示す「記念碑」としての性格及び「道しるべ」としての性格があるが、それぞれを表す銘文の書

体は、「供養碑」、「記念碑」としてのものは楷書、「道しるべ」としてのものは草書であり、道しるべが副次的要素であったことがうかがわれる。

また、「与の・川越道」は、中山道の宿場・浦和町（宿）から、甲州街道と奥州街道とを結ぶ脇往還の人馬継立場である与野町を経て、北武蔵の一大都市である城下町川越を結ぶ道であり、五街道筋とその沿線からは外れた主要都市とを結ぶ重要道である。本塔は、浦和町の住人の発意により周辺地域の協力によって行われた、その重要道に関わる石橋架橋及び道路整備を物語る資料でもある。

これらを踏まえると、本市の歴史文化に関わる価値には大きなものがあると考えられ、近世の本市における主要都市間道路に関わる資料としても、引き続き保存を図る必要がある。また、本塔の位置（現在の史跡範囲）が石橋と与野道に重ならないとしても、本塔付近を通過していたということを示す資料であることから史跡として現在地で維持していくべきと判断し、本件については、種別変更は行わないことが適当と考えるに至った。

指定名称としては、「浦和宿石橋と供養仏」は前述のとおり実情にそぐわないことから、銘文及び造立趣旨を踏まえ、「与野川越道石橋並道普請供養塔」としたい。